

山梨工業会関西支部会則

第1章 総則

- 第1条 この会の名称は、山梨工業会関西支部とする。
第2条 この会は、会員相互の親睦を図り、山梨工業会の支部として活動する。

第2章 会員 特別会員 顧問について

- 第3条 この会の会員は関西地区（大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山）内に在住もしくは在勤する山梨工業会の会員とする、**そして、関西地区外の山梨工業会会員で特に参加を希望するものは会員とする。**又、理事会で決め、総会の承認を得て下記を定めることが出来る。
（イ） 当地区在住の旧職員を特別会員とする。
（ロ） 当支部の為に功績のあった会員を顧問とする。
（ハ） **当支部ゆかりの方で特に参加を希望する方を会員とする。**

- 第4条 顧問の任務として、支部長からの諮問に応えるものとする。

第3章 役員 および 職務

- 第5条 この会に次の役員をおく。
支部長 1名とする
副支部長 2名以上とする
理事 45名程度とする
監事 2名以上とする
幹事 若干名とする
- 第6条 役員の選出方法
支部長 理事の互選によって選出する。
副支部長 理事の互選によって選出する。
理事 会員の中より互選によって選出する。
監事 会員の中より互選によって選出する。
幹事 支部長が理事の中より指名する。
- 第7条 役員の任期は西暦奇数年4月1日から翌々の西暦奇数年3月31日の2年間とし、重任を妨げ無い。
第8条 役員の職務は次の通りとする。
支部長は支部を代表し、総会を召集するとともに支部の会務を処理する。
副支部長は支部長を補佐し、不在の場合は代行する。
理事は理事会を組織し、会の業務を執行する。
監事は民法第59条（財産の状況、業務の執行の状況を監査する等）に準じての職務を行う。
幹事は支部長の命を受けて会務の執行を補助し会の業務を処理する。

第4章 総会

- 第9条 総会は年1回開催する、また、必要に応じ臨時総会を開催することがある。
総会は、予算及び決算に関する事項、事業計画に関する事項、その他支部の運営に関する重要な事項を審議決定する。総会の議決は出席者の3分の2以上の賛成をもって決する。

第5章 会計

- 第10条 この会の経費は、会費、寄付金及び他の収入をもって充てる。
会員は会費として毎年壱千円を納入するものとする。
この会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 雑則

- 第11条 この会則の改廃、変更は総会において出席者の3分の2以上の賛成による議決によらなければならない。

第7章 付則

- 第12条 本会則改正は2003年10月19日の総会議決により、議決日から施行する。
本会則改正は2007年7月12日の臨時理事会にて一部改正、議決。
本会則改正は2007年10月14日の総会議決により、議決日から施行する。

この会の設立は、昭和20年（1945）12月16日である。
